- JAS法政令では名称の適正化を図ることが必要な農林物資として、**有機農産物及びその加工品**を指定しており、これらは第三者認 証を受け**有機JASマークを付さなければ「有機」等との表示ができない**が、これまで**有機畜産物及びその加工品**は指定していなかった ため、これらは有機JASマークを付さなくとも「有機 I等との表示が可能であった。
- 今般、有機食品に対する志向の高まり等を踏まえ、**消費者の適切な商品選択に資するため**、政令を改正し、**本年7月16日以降は** 有機畜産物等についても第三者認証を受け有機JASマークを付さなければ「有機」等との表示はできないこととした。
- 外国との間で、有機認証制度について同等性が認められれば、JAS認証を取得した有機畜産物等を輸出する際には輸出先国の認 証を受けなくとも、輸出先国において「Organic」等と表示して流通することが可能となり、輸出への活路が期待できる。



